

瑕疵主張のされた建築関係訴訟におけるその他の手続等

仮に、瑕疵主張のされた建築関係訴訟の審理期間を長期化する固有の要因が、当該事件の属性(内容)にあるとすると、それは、瑕疵主張のされた建築関係訴訟における他の手続等にも現れているのではないか。

人証調べ手続

その他